

## 「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

長岡市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結（平成25年7月1日一部改定）した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成26年7月1日から施行する。

### 記

原協定第2条第1項を以下の新旧対照表のとおり改める。

#### 《新旧対照表》

新	旧
(通報連絡) 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当す事象が発生した場合  (2) 原災法第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合  (3) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合  2 (略)  (1)～(22) (略)	(通報連絡) 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合  (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合  2 (略)  (1)～(22) (略)

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 長岡市  
長岡市長 森 民 夫

乙 東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣 瀬 直 己